**埼玉県病院内保育所運営費補助金交付要綱**

（趣旨）

1. 県は、医療従事者の離職防止及び再就職の促進を図るため、医療従事者等のために保育施設を運営する事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

２　前項の補助金の交付に関しては補助金等の交付手続等に関する規則（昭和４０年埼玉県規則第１５号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

　（補助対象事業）

第２条　補助対象事業は、第３条に掲げる者が、別記「病院内保育所運営事業実施基準」に基づき、医療従事者等の委託を受けて乳児又は幼児に対し必要な保護を行う事業（以下「病院内保育事業」という。）とする。ただし、当該年度新設の院内保育事業を除く。

　（実施主体）

第３条　病院内保育事業の実施主体は、日本赤十字社、社会福祉法人、厚生農業協同組合連合会、国家公務員共済組合及びその連合会、地方公務員等共済組合、私立学校教職員共済組合、農林漁業団体職員共済組合、健康保険組合及びその連合会、国民健康保険団体連合会及び国民健康保険組合、学校法人、医療法人、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定により認定を受けた公益法人及び旧民法第３４条の規定により設立された法人並びに個人等とする。

　（交付額の算定方法）

第４条　この補助金の交付額は、次により算出する金額以内とする。ただし、算出された額に

１，０００円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（１）別表の第１欄に定める基準額と第２欄に定める対象経費の実支出額とを比較し、

少ない方の額を選定する。

（２）日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同組合連合会が実施する院内保育事業については、（１）により選定された額に５分の４を乗じて得た額を選定する。

（３）（１）、（２）により選定された額に３分の２を乗じて得た額を交付額とする。

（補助対象外等）

第５条　知事は、法人等が次の各号の一のいずれかに該当する場合は、その状況に応じ、この要綱による補助金を交付しないことができる。

（１）法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分又は寄付行為に違反したとき。

（２）財政状況が健全でないとき。

（３）経理その他の事務処理が適正を欠いているとき。

（４）訴訟その他の紛争により、補助事業を適正に執行しがたいとき。

（５）補助事業の管理運営が適正を欠いたとき。

（６）その他知事が第１条の趣旨に照らして補助金を交付することが適当と認められないとき。

２　知事は、交付の決定があった後又は交付額の確定があった後において法人等が前項の各号の一のいずれかに該当する場合は、その状況に応じ、この要綱による補助金の交付の決定を取り消すことができる。

　（申請書の様式等）

第６条　規則第４条第１項の申請書の様式は様式第１号のとおりとする。

　（添付書類の省略）

第７条　規則第４条第２項第１号及び第２号に掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

（交付の条件）

第８条　交付された補助金は、病院内保育所運営事業を行うために必要な保育士等職員の

人件費（給与、諸手当等）に充当すること。

２　交付対象事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない

３　交付対象事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、知事の承認を受けなければならない。

４　交付対象事業を中止し、又は、廃止する場合には、速やかに知事に報告して、その指示を受けなければならない。

５　交付対象事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

６　補助対象事業に係る証拠書類等の管理については次によるものとする。

　　補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について

証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の

承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならない。

７　補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、様式第２号により速やかに知事に報告しなければならない。

　　なお、補助事業者が法人の一部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方

消費税の申告を行わず、本部又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行ってい

る場合は、本部の課税売り上げ割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全

部又は一部を県に納付させることがある。

８　この補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

９　補助事業者が補助対象事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど都道府県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

10　偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けてはならない。

11　この補助金を補助対象経費以外に使用してはならない。

12　この補助金は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成１２年厚生省労働省令第６号）の適用がある。

　（交付決定通知書の様式）

第９条　規則第７条の交付決定通知書の様式は、様式第３号のとおりとする。

（補助金の概算払）

第１０条　知事は、必要があると認める場合においては、予算額の範囲内において概算払することができる。

　（状況報告）

第１１条　補助事業者は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

　（実績報告書の様式等）

第１２条　規則第１３条の報告書は、様式第４号のとおりとし、その提出時期は、事業完了後１５日以内、又は補助金交付申請日の属する年度の３月３１日とする。

　（確定通知書の様式）

第１３条　規則第１４条の確定通知書の様式は、様式第５号のとおりとする。

　（補助金の返還）

第１４条　知事は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額の確定をした場合において、すでにその額をこえる補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

　（書類の整備等）

第１５条　補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、　かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

２　前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了した日の属する会計年度の翌会計年度から５年間保管しなければならない。

　（暴力団排除措置）

第１６条　知事は、補助事業者が次の各号の一のいずれかに該当する場合は、この要綱による補助金を交付しないことができる。

　（１）法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成23 年埼玉県条例第39 号）第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第２条第２号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

　（２）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

　（３）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

　（４）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

　（５）補助事業を実施するに当たり、法人等が、第三者と委託契約その他の契約（以下「委託契約等」という。）を締結する場合に、その相手方が（１）から（４）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

　（６）補助事業を実施するに当たり、法人等が、（１）から（４）までのいずれかに該当する第三者と委託契約等を締結する場合（（５）に該当する場合を除く。）に、埼玉県が法人等に対して当該委託契約等の解除を求め、法人等がこれに従わなかったと認められるとき。

２　知事は、交付の決定があった後において、法人等が前項の各号の一のいずれかに該当することが判明した場合は、この要綱による補助金の交付の決定を取り消すことができる。

３　前項の規定により交付の決定を取り消したときは、既に交付した補助金の返還を命じるものとする。

附　則

この要綱は、昭和５０年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、昭和５１年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、昭和５２年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、昭和５３年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、昭和５４年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、昭和５５年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、昭和５６年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、昭和５７年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、昭和５９年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、昭和６３年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、平成２年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、平成３年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、平成４年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、平成５年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、平成６年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、平成７年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、平成８年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、平成９年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、平成１０年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、平成１１年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、平成１２年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、平成１４年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、平成１５年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、平成１６年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、平成１７年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、平成１８年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、平成１９年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、平成２０年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、平成２１年４月１日から適用する。

　附　則

この要綱は、平成２２年４月１日から適用する。

　附　則

この要綱は、平成２３年４月１日から適用する。

　附　則

この要綱は、平成２６年４月１日から適用する。

　附　則

この要綱は、平成２９年４月１日から適用する。

　附　則

この要綱は、平成３０年４月１日から適用する。

　附　則

この要綱は、平成３１年４月１日から適用する。

　附　則

この要綱は、令和４年８月５日から施行し、令和４年度の補助金から適用する。

　附　則

この要綱は、令和５年６月２７日から施行し、令和５年度の補助金から適用する。別 表

|  |
| --- |
| １　基　準　額 |
| 次により算出された合計額１　基本額（Ａ型特例）　（１人×１８０，８００円×運営月数－保育料収入相当額）×負担能力指数による調整率（Ａ　　型）　（２人×１８０，８００円×運営月数－保育料収入相当額）×負担能力指数による調整率(１）保育料収入相当額の控除 保育料収入相当額は、２４，０００円に保育月数を乗じた金額の合計額とする。また、保育料収入相当額の算出にあたっては対象となる上限の人数は次の表のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 種別 | 保育児童 |
| A型特例 | １人 |
| A 型 | ４人 |

　　　（２）負担能力指数病院内保育施設の運営に係る設置者の補助を受けようとする年度の前々年度の決算における（当期）剰余金を、補助を受けようとする年度の病院内保育施設運営に係る設置者負担見込額（病院内保育施設運営費から、保育費、寄付金、その他収入及び当該補助金を差し引いた額）で除した数値とする。なお、病院内保育施設運営費は、病院内保育施設運営費支出予定額と次により算出された病院内保育施設運営標準経費額と比較して少ない方の額とする。病院内保育施設運営標準経費額＝保育士等の数×標準人件費＋その他の経費①保育士等の数＝補助を受けようとする年度の４月１日現在の病院内保育施設利用職員の　児童数÷２．６（保育士等の数は、小数点第２位を四捨五入し小数点１位までとする。ただし、保育士等の数が２人を下回る場合は、当該病院内保育施設の保育士等の数は、２人とする。）②標準人件費＝年額３，１８６，０００円③その他の経費＝病院内保育施設運営費用のうち、保育士等の職員の人件費を除いた経費（借入金の返済、土地購入費等の資本取引に係る経費及び保育士等の職員の給食費等病院内保育施設の運営費以外の費用は含めないものとする。）　　　（３）調整率　負担能力指数による調整率は、以下の表の通りとする。ただし、病院内保育施設設置後３か年を経過していない施設にあっては適用しない。

|  |  |
| --- | --- |
| 負担能力指数 | 調整率 |
| ５未満 | １．０ |
| ５以上２０未満 | ０．８ |
| ２０以上 | ０．６ |

２　加算額　①（２４時間保育）、②（緊急一時保育）、③（病児等保育）④（休日保育）①　２３，４１０円×運営日数 　 　　②　２０，７２０円×運営日数③　１８７，５６０円×運営月数　　　④　１１，６３０円×運営日数　 |
| ２　対象経費 |
| 病院内保育事業を行うために必要な保育士等の職員の人件費（給料、諸手当等）及び委託料（内訳は人件費とする） |

別記

病院内保育事業実施基準

１ 補助対象施設

　 　 運営費補助対象施設は、２に掲げる病院内保育施設の種別に該当し、かつ保育料として

　 １人当たり平均月額１０，０００円以上徴収している施設とする。

　　 当該年度新設の施設は補助対象としない。

２ 病院内保育施設の種別

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | Ａ 型　特　例 | Ａ 型 |
|  | ６歳未満児童が１人以上 | ６歳未満児童が４人以上 |
| 保育従事者 | 常勤 ２人以上 | 常勤 ２人以上 |
|  | ８時間以上 | ８時間以上 |

　　　　なお、病院内保育施設の種別の判断については、次の点に留意して行うものとする。

　　　　ア．保育人員の算定について「児童１人（４人）以上」とは、各月における保育児童

数の年間の平均によって求めた数が１人（４人）以上見込まれ、この数を下回る月

が６ヶ月以上ないこと。

　　　　イ．保育従事者の算定について、「常勤２人以上」とは、各月における常勤職員の年間

の平均によって求めた数が２人以上見込まれ、この数を下回る月がないこと。

　　　　　　なお、保育従事者とは、保育士及びその他の職員で直接保育に従事しているもの

をいう。

　　　　ウ．保育時間の要件に関し、「保育時間８時間以上」とは、当該保育施設の運営規則等

において、開所時間が８時間以上であることが明らかにされており、かつ、実行上も夏季等特殊の場合を除き、これに従った運営がなされているものであること。

３　実施主体の義務

　　　　実施主体は病院内保育施設の設備及び運営について、児童福祉施設最低基準（昭和

　　　２３年厚生省令第６３号）を尊重するものとする。